

福島県経営環境改善保証制度要綱

1 目的

この制度は、既存借入金を一本化するとともに、新たな運転資金を確保することによって、県内中小企業の資金繰りの緩和と財務体質の改善を図ることを目的とする。

2 要領

(1) 取扱金融機関

県内の普通銀行、信用金庫、信用組合及び株式会社商工組合中央金庫

(2) 融資の条件

融資の対象

県内に事業所を有する中小企業者で、福島県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を利用しており、かつ、当該保証付き借入金的一本化等による資金繰りの緩和並びに新たな運転資金の確保を図ることによって、財務体質の改善が期待される者。

ただし、セーフティネット保証制度（中小企業信用保険法第12条の規定に基づく経営安定関連保証）を利用する場合は、中小企業信用保険法第2条第4項の規定に基づく特定中小企業者であると認められた者。

資金使途

運転資金

一本化等の要件

一本化等ができる既存借入金は、原則として保証付き借入金（追認保証制度の特別追認を除く。）とする。

ただし、複数金融機関間の保証付き借入金を一本化する場合、本資金により借入を継続する金融機関以外の金融機関における保証付きでない借入金については、一本化の対象に含めることができるものとする。

融資限度額

5,000万円

融資期間

15年以内（うち据置期間1年以内）

ただし、セーフティネット保証制度を利用する場合は、

10年以内（うち据置期間1年以内）

返済方法

分割返済とする。

融資利率
金融機関所定利率

保証人及び担保

法人、組合の場合 連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。
個人の場合 必要により連帯保証人、担保を徴する。

信用保証料率

必ず信用保証協会の保証付きとする。(責任共有制度対象)

ただし、セーフティネット保証を利用する場合で、中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までのいずれかの事由により認定を受けた特定中小企業者は責任共有制度の対象除外とする。

福島県信用保証協会が定める基本保証料率に応じて、融資額に対する年間の信用保証料率を下記のとおりとする。

区 分									
信用保証協会 基本保証料率 (責任共有保証料率)	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
県制度信用保証料率 (一般制度)	1.60%	1.50%	1.35%	1.20%	1.05%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

セーフティネット保証の場合 年0.70%

ただし、福島県信用保証協会の定めにより、「中小企業の会計に関する指針」に基づいた決算書を作成している中小企業者(会計参与設置会社を含む)については年0.1%、有担保保証は年0.1%(セーフティネット保証は除く)、福島県次世代育成支援企業認証制度による認証を受けた中小企業者は年0.05%それぞれ割引いた料率が適用される。

(3) 融資取扱期間

平成25年3月31日までとする。

(4) 損失補償

損失補償付きの既往借入金のいずれかを含む一本化に伴い、本制度の保証を受けた者が、返済不能となり、保証協会が代位弁済をしたときは、県は別に締結する契約により、保証協会に対して損失補償を行う。ただし、セーフティネット保証を利用した場合を除く。

(5) 期中支援

申込中小企業者が、中小企業信用保険法第2条第4項第5号の特定中小企業者であって、信用保証協会から保証承諾を受けた場合は、取扱金融機関は、半年に一度、信用保証協会に対して業況報告書(別紙様式)を提出するものとする。ただし、申込中小企業者に対する保証金額が1,250万円以下であるとき、または保証期間が1年以内であるときはこの限りでない。なお、取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を

行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県長期安定資金融資制度要綱（経営環境改善枠）に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県経営環境改善保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県経営環境改善保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県経営環境改善保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県経営環境改善保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県経営環境改善保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県経営環境改善保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県経営環境改善保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県経営環境改善保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県経営環境改善保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県経営環境改善保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

(別紙様式)

福島県信用保証協会 御中

平成 年 月 日

業況報告書

顧客番号	
フリガナ 顧客名	

訪問記録	[訪問回数] 回 / (上半期・下半期) [最終訪問日] 平成 年 月 日 [最終訪問時の状況・気付いたこと]
------	---

最近6ヶ月の月別売上	月	月	月	月	月	月
	千円	千円	千円	千円	千円	千円

[売上の傾向] (増加 ・ 横這い ・ 減少)

特筆事項	[売上の増減要因、焦付発生、その他特筆すべき事項]
------	---------------------------

課題・今後の見通し等	[課題、業績及び資金繰りの見通し等]
------------	--------------------

取引状況	預金	融資	プロパー	保証協会付
	千円	千円	千円	千円
(平成 年 月 日現在の残高)				別添可

金融機関名 (支店) 担当者

電話番号 () -